

第1章 計画の基本的事項



1 計画策定の背景と目的

近年、水質汚濁、ごみ、生物多様性などの身近な問題から、**地球温暖化**や気候変動などの地球規模のものまで様々な環境問題が起きています。これらの問題は、私たちの快適で豊かな暮らしのために、限りある資源やエネルギーの大量消費を行ってきたことが背景となり、そのため二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量が増加し、地球温暖化を進める原因となっています。

国際的な枠組みとして、平成4（1992）年には地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための「国連気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化対策に世界全体で取り組んでいくことへの合意がなされました。その後、平成27（2015）年の国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す17のゴール・169のターゲットから構成された持続可能な開発目標となる**SDGs (Sustainable Development Goals)**が定められました。この目標は、国際社会全体で取り組むことで達成されることを目指しています。



【出典：国連連合広報センター】

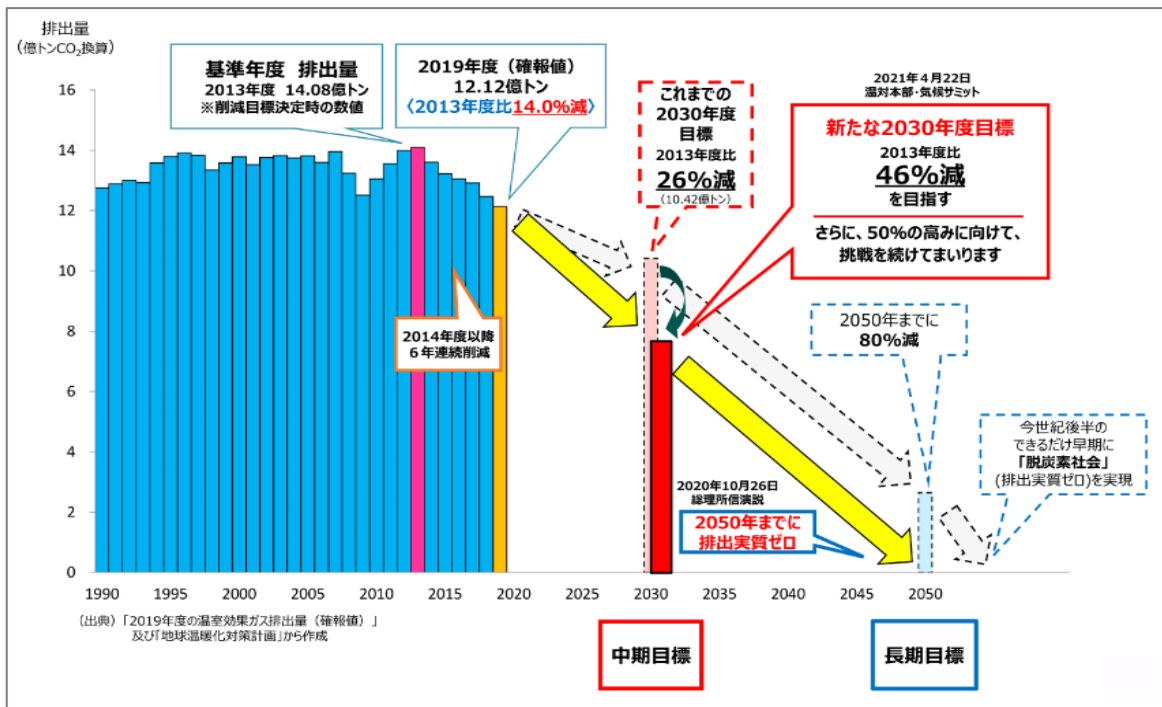
「SDGs17のゴール」の詳細は、第6次総合計画後期基本計画のP40～41に掲載

「国連気候変動枠組条約締約国会議」においてCOP21では「**パリ協定**」の採択、その後COP26の「グラスゴー気候合意」では、「人間活動がこれまでに約1.1℃の温暖化を引き起こしていること、また影響が既にすべての地域で感じられていることに、警告と最大限の懸念を表明する。」と言及されました。また、COP27では、今までの緩和や適応だけでなく「損失と損害」（ロス&ダメージ）について協議が行われ、途上国支援のための基金の創設など経済的被害の救済についての道筋が導かれました。

そして、令和5（2023）年11月30日から開催されたCOP28では、自らのネット・ゼ

口への道筋に沿って、エネルギーの安定供給を確保しつつ、排出削減対策の講じられていない新規の国内石炭火力発電所の建設を終了していくことなどを表明しています。

国は、平成30（2018）年4月に環境基本法に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第五次環境基本計画を閣議決定し、同年12月に気候変動適応法を施行。令和2（2020）年10月の国会演説では、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、同年11月には気候非常事態宣言が決議されています。



【出典：環境省】

県では、令和5（2023）年3月には「第4次茨城県環境基本計画」及び「茨城県地球温暖化対策実行計画」を改定しています。

本市においては、地球規模の環境問題から身近な環境保全について各種の施策を計画的に進めるため、平成20（2008）年度を「環境元年」と位置づけ、12月に「常陸太田市環境基本条例」を制定し、翌平成21（2009）年3月に「環境基本計画」を策定しました。平成31（2019）年3月に「第3次常陸太田市環境基本計画」の策定を行い、令和5（2023）年度に目標年次を迎えることから、令和6（2024）年度以降の本市の環境施策の指針となる「第4次常陸太田市環境基本計画」（以下「本計画」）を策定しました。

また、地球温暖化が原因となる気温の上昇、大雨の増加、農作物の品質低下、熱中症リスクの増加など、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響が本市にも現れているため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）や公正かつ平等な方法によ

り持続可能な社会への移行を目指して「公正な移行 (Just Transition)」に取り組み、急激な社会変化の影響を軽減していく必要があります。

このことから、気候変動適応法第12条に基づき、本計画の第6章では、「常陸太田市地域気候変動適応計画」も併せて策定することとします。

また、本市は、ゼロカーボンシティを目指すため、気候変動への適応や再生可能エネルギーなど脱炭素に向けた取り組みが推進できる計画づくりを行います。

2つの気候変動対策

緩和とは？

原因を少なく

2つの気候変動対策

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす

温室効果ガスを減らす

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

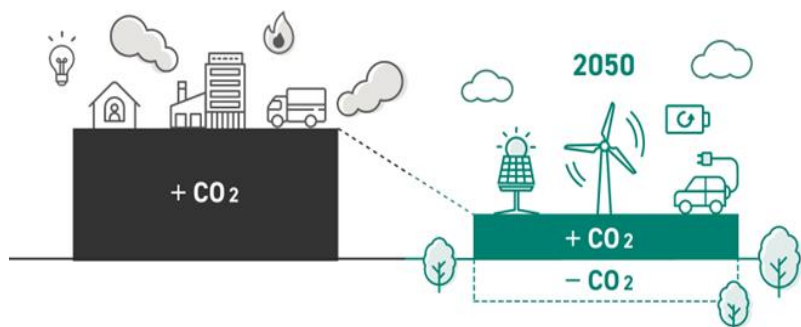
【出典：A-PLAT】

コラム カーボンニュートラルとは

🔍 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることです。

「排出量を全体としてゼロ」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量※」から、植林、森林管理等による「吸収量※」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。



※人為的なもの

【出典：環境省】

常陸太田市環境基本条例の3つの理念

1. 現在及び将来の市民が本市の豊かな自然環境の恵みを楽しむことができるよう、自然と人との共生を確保すること。
2. 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
3. 市、市民、事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

常陸太田市第6次総合計画（後期計画：令和4年度～令和8年度）では、「基本目標Ⅲ：暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり」として、以下の表のような施策の中で環境保全や快適な住環境の整備、循環型社会の形成に向けた取り組みを行っています。環境保全の視点から自然・文化・観光資源を有効に活用した地域協働を推進しています。

施策体系

基本構想		後期基本計画		
【将来像】	【基本目標】	【基本施策】		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田</p>	Ⅰ 安心して働くことのできる仕事の場づくり	1 働く機会の創出 2 地域特性を活かした農林水産業の振興 3 商工業の振興と地域内経済の循環促進 4 地域資源に磨きをかけた観光の振興		
	Ⅱ 夢を育み健やかに生きるひとづくり	1 安心して子育てのできる環境づくり	5 子育てへの支援	
		2 郷土を愛し未来を拓くひとづくり	6 豊かな心の育成 7 魅力ある学校づくり	
		3 夢と生きがいをもって活躍するひとづくり	8 多様な学習機会の支援 9 多彩な人材の育成と活用 10 地域文化活動への支援 11 スポーツ・レクリエーション活動への支援	
		4 健やかに生きるひとづくり	12 健康づくりへの支援 13 地域の支え合いの支援	
	Ⅲ 暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり	1 安全・安心なまちづくり	14 犯罪のないまちづくり 15 災害に強いまちづくり 16 医療体制の整備 17 交通安全対策 18 安全な消費生活の支援	
		2 快適で魅力のあるまちづくり	19 良好で魅力のある市街地の整備 20 公共交通体系の再編・充実 21 道路の整備 22 上下水道の整備 23 自然及び生活環境の保全	
		3 地域の特性を活かしたコミュニティづくり	24 結婚・定住の推進 25 市民の地域活動への支援 26 男女共同参画社会の促進	
		Ⅳ 計画の推進のために	1 行政力改革	27 情報の共有と受発信機能の強化 28 広域連携・産学金官連携の強化 29 デジタル化の推進等による行政経営基盤の強化 30 自主性・自立性の高い財政運営

2 計画の位置づけ

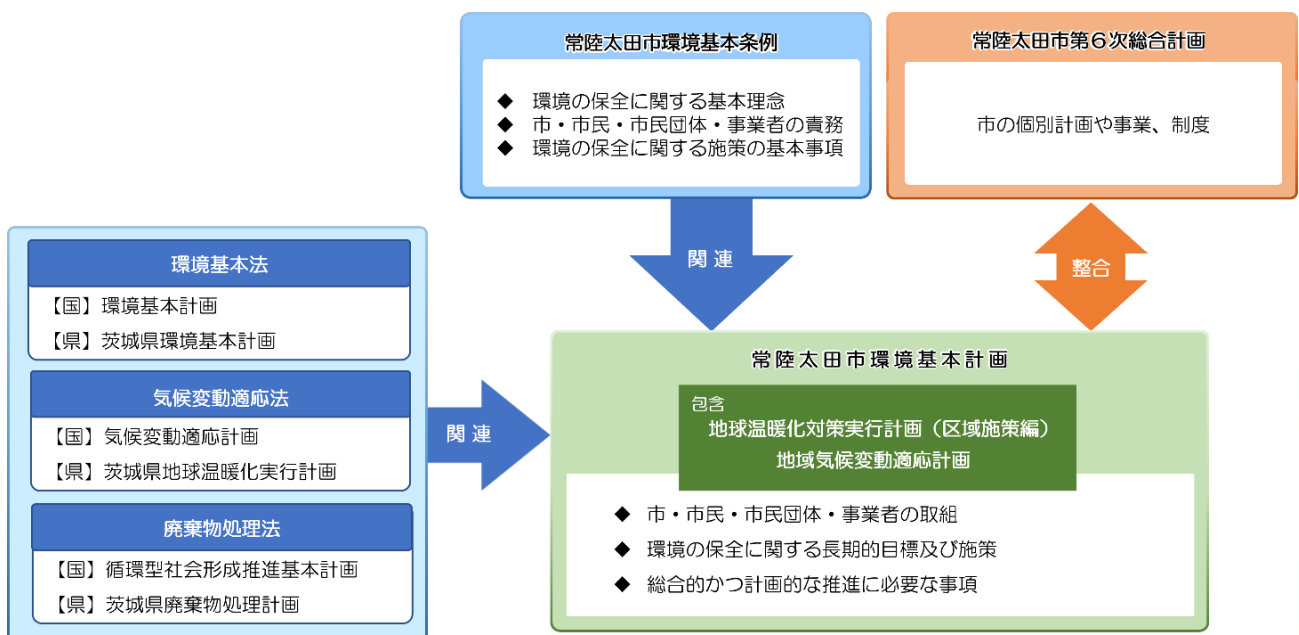
(1) 本計画について

- 常陸太田市環境基本条例第8条に基づいて、本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを定めるものです。
- 常陸太田市環境基本条例に掲げられた環境の保全及び創造に関する基本的施策に沿って、これから進めていく取り組みの方向を明らかにし、各分野の個別計画や環境関連個別計画と連携しながら常陸太田市第6次総合計画を環境の保全面から具現化するものです。
- 国や県の環境基本計画や環境保全活動への取り組みなどと連携し、市民・市民団体・事業者・市が一体となり環境に配慮した施策・事業を進めていくための指針となるものです。

(2) 常陸太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「温対法」という。）第19条において国及び地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に依じて、温室効果ガスの排出抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定するように努めるものとされておりますが、「常陸太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」については、本計画と結びつきが強く、重複する事項も多いため、「第3次常陸太田市環境基本計画」に引き続き、本計画の地球温暖化対策分野の計画として、「第3章 第3次常陸太田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に掲載します。

常陸太田市環境基本計画の位置づけ



3 計画の推進主体

本計画で目指す環境の将来像や環境目標の実現のために、市民・市民団体・事業者・市のそれぞれが、環境保全に対する自らの責務と役割を理解し、相互に連携・協働して環境保全に向けた取り組みを進めていくことが大切です。

計画の推進主体及び役割は次のとおりとします。

(1) 市民・市民団体

市民は、環境の保全と創造に関心と知識を持ち、日常生活の中で環境に配慮した取り組みを自ら積極的に実践することが求められます。また、市民団体や地域の取り組みに参加・協力し、市の実施する環境施策にも積極的に協力することが望まれます。

(2) 事業者

事業者は、環境に与える事業活動の影響が大きいことを十分認識し、事業活動に起因する公害の発生の抑制等を進め、資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入等、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが求められています。また、事業者も地域の一員として、市民・市民団体・市との協力・連携を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取り組みを積極的に推進することが期待されます。

(3) 市

市は、地域における環境の保全と創造のために、目標と方向を設定・提示し、市民・市民団体・事業者と連携・協働して施策を推進することが求められています。脱炭素社会の形成に向け、様々なエネルギーの利活用、地域での資源循環など、環境の保全と創造に向けた取り組みを率先して行います。市民や事業者の自主的かつ積極的な活動を促進するために、社会資本の整備や環境情報の提供、環境教育、普及啓発等、環境の保全と創造に関する活動の基盤づくりを行います。

また、国、県及び他の地方公共団体とも協力します。気候変動適応の取り組みでは、国の気候変動適応センターの国立環境研究所、茨城県地域気候変動適応センターの茨城大学などからの情報収集を行い、茨城県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員、近隣市町村との連携を図り、地域に密着した適応策などの情報を市民・市民団体・事業者に対して発信し、積極的に環境保全活動を支援します。

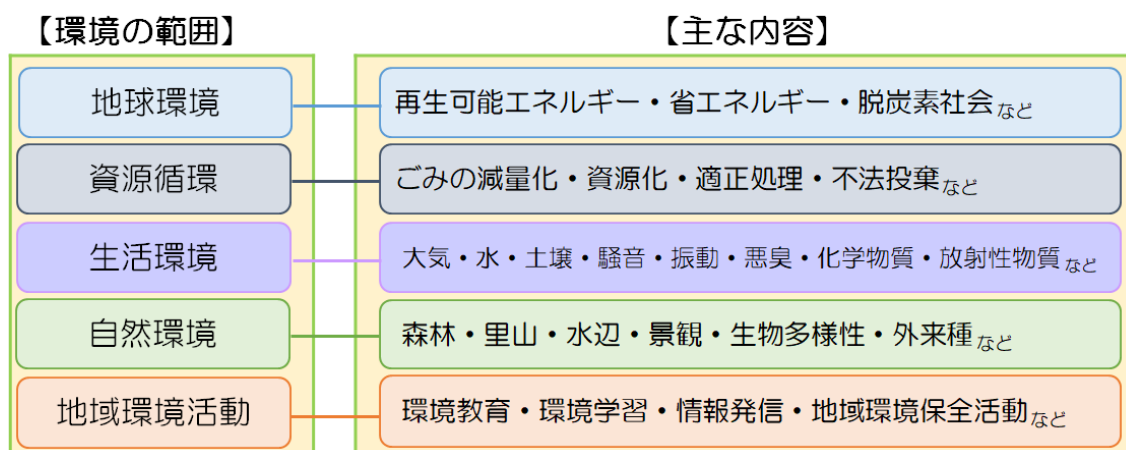
5 計画の対象範囲

(1) 対象地域

本計画の対象地域は、市全域を基本とします。ただし、広域的な取り組みが必要である施策については周辺市町村や国・県等の関係機関と連携して進めていきます。

(2) 本計画が対象とする環境の範囲と主な内容

本計画の対象とする範囲は、常陸太田市環境基本条例第7条の基本施策を踏まえ、以下の5項目とします。



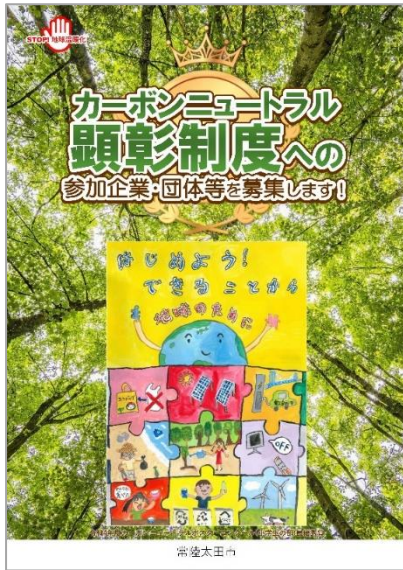
【環境基本条例第7条の「基本施策」と環境の範囲との関係図】

常陸太田市環境基本条例第7条に規定する「基本施策」	対象とする環境の範囲
(1) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護対策等、地球環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用を図ること。	地球環境
(2) 廃棄物の減量及びリサイクル等の推進を図ること。	資源循環
(3) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境及びその他の環境等を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。	生活環境
(4) 野生生物の種及びその多様性を保護するとともに、自然と人との共生を確保すること。 森林、農地、水辺等における多様な自然景観及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。	自然環境
(5) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。	地域環境活動

コラム カーボンニュートラル顕彰制度

「カーボンニュートラル顕彰制度」は、「常陸太田市カーボンニュートラル推進基金の設置、管理及び処分に関する条例」に基づいて行われています。

毎年、活動部門と作品部門に分け、対象となる地球温暖化対策に向けた取り組みを募集し、表彰しています。



令和5年度は、地球温暖化対策に向けた取り組みを行う企業と団体を募集する活動部門、そして、「地球温暖化防止」をテーマに、カーボンニュートラル実現に向けた標語の募集を行いました。

＜対象となる取組＞

- 再生可能エネルギー発電設備の導入
- 電動車等低公害車の導入
- 高効率次世代照明（LED等）の導入
- 省エネルギー型機器の導入
- 建物の省エネルギー対策を実施
- 二酸化炭素吸収源の確保・推進への取り組みを実施
- 循環型社会への取り組みを実施
- 環境保全に関する研修等を主催する、または参加している
- その他カーボンニュートラル達成に向けた取り組みを実施
- カーボンニュートラル達成に向けた取り組みを公表

令和4年度では、「カーボンニュートラル」をテーマに絵画作品の募集を行いました。その作品は、表紙、中表紙、裏表紙に掲載しました。作品一覧を巻末に掲載しています。

わたしたちにできることを考えよう

<p>家の中で</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自宅の屋根に太陽光パネルを置く ✓ 空調を適切な温度にする ✓ 節電や節水を心がける ✓ 省エネ製品を選ぶ 	<p>食事で</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 旬の食材や地元の食材を取り入れる ✓ 食品ロスを減らす ✓ コンポストでたい肥をつくる 
<p>乗り物で</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共交通機関を利用する ✓ 電気自動車の購入を考えてみる ✓ 宅配便はなるべく1度で受け取る ✓ エコドライブを心がける 	<p>買い物で</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 4R(よんあーる)に取り組む Refuse リフーズ 要らないものは断る Reduce リデュース ごみになるものを減らす Reuse リユース ものを繰り返し使う Recycle リサイクル リサイクルする 

【出典：カーボンニュートラル顕彰制度
令和5年度活動部門・作品部門
参加募集のチラシ】